

## 「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」の実施について

平成22年3月31日21東経第275号（東北森林管理局長通知）

「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成19年2月9日付け18林政政第631号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）に基づき、工事契約等の適確な履行を図り、工事等の品質を確保するため、下記のとおり定めたので、平成22年4月1日以降に入札手続を開始する工事から、適正に実施されたい。

なお、「工事契約等の適確な履行と工事等の品質を確保するための当面の措置について」（平成19年8月31日付け19東経第91号総務部長通知。）は廃止する。

### 記

#### 1 長官通知の記1(2)について

予定価格2億円未満の工事において、契約担当官等が必要と認めて試行することとした場合とは、予定価格1億円以上の工事を対象とする。

#### 2 長官通知の記2(2)について

長官通知の記1(1)に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、速やかに東北森林管理局長に連絡するものとする。

#### 3 長官通知の記3について

調査の実施にあたり、当該入札を執行した契約担当官等（以下「当該契約担当官等」という。）は、長官通知に基づき提出を求めた資料等に不足又は不備等がないか確認（ヒアリングを含む）し、不備等がない場合は、別紙1により東北森林管理局契約審査委員（総務部契約適正化専門官扱い）あて資料等を添えて調査協力依頼をするものとする。

東北森林管理局においては、提出された資料等を基に、契約内容に適合した工事履行の可否について、当該者に対してヒアリングを行うなどして厳格に検討を行うものとし、別紙2により調査結果を当該契約担当官等へ回答するものとする。

当該契約担当官等は、東北森林管理局における調査結果を踏まえ、落札者を決定するものとする。

なお、事務の主な流れについては、別添「低入札価格調査（特別重点調査）フローチャート」を参考にするものとする。

#### 4 長官通知の記5について

適正な調査及び調査内容の実行を担保するための措置について、指名停止措置、関係資料の公表等は、東北森林管理局長が行うものとする。

#### 5 その他

長官通知及び本通知に定めがない事項等については、「東北森林管理局低入札価格調査マニュアル」（平成21年4月22日付け21東経第44号局長通知）を準用する。